

内閣府・四国地方整備局
同時発表

平成26年12月5日
国土交通省

改正災害対策基本法の初適用による立ち往生車両の排除

大雪のため国道192号において立ち往生車両が発生したため、四国地方整備局では、5時20分から通行止めを行い、8時40分には災害対策基本法第76条の6を適用し、立ち往生車両の撤去作業を実施していましたが、22時00分に通行止め区間内の立ち往生車両の排除が完了しました。現在、除雪車両18台により除雪作業を行っており、除雪作業が終わり次第、通行止めを解除する予定です。

今回の対応は、11月21日に施行された改正災害対策基本法を適用した初めてのケースであり、災対法の適用により円滑な車両移動が可能となり（運転手への移動命令、車両破損可能など）、また除雪車両の集中投入とあわせて、作業時間を大幅に短縮することができました。

経緯

12月5日

- 5:20 通行止め開始
※立ち往生車両が約130台
- 8:40 災害対策基本法第76条の6を適用
- 10:30 大型車の撤去作業開始
- 22:00 立ち往生車両の移動完了



除雪車両による車両牽引状況

対応状況

<除雪・車両撤去>

- ・除雪車両18台で除雪作業実施中

<安否確認>

- ・立ち往生車両の運転手の安否確認を実施

<広域支援>

- ・四国地整内の他の国道事務所から除雪車両3台を派遣
- ・近畿・中国地整から応援の除雪車両5台を派遣
- ・NEXCO西日本から応援の除雪車両2台を派遣

<問い合わせ先>

道路局 国道・防災課 道路防災対策室 企画専門官 タンナカ 淡中（内線37-812）
課長補佐 ヤナギタ 柳田（内線37-662）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8489